

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
直所 4－5（例規） 昭和 34 年 2 月 2 日 国税局長 殿 国税庁長官 鉱業法に<u>基づく</u>鉱害賠償金に対する課税について 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百九条《賠償義務》の規定により田畑の耕作者（耕作のできない田畑については、その所有者）に支払われる鉱害賠償金のうち、耕地の復旧等固定資産自体の被害に対する賠償金以外の賠償金、すなわち、年々の収穫物の減収に対する賠償金は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定による農作物共済における共済金と同様に、農作物の収穫期の属する年の事業（農業）所得（田畑の全部が埋没したなどのため、<u>全く農業を営んでいない者については雑所得</u>）の総収入金額に算入する。 なお、鉱害賠償金が確定申告期限までに各人ごとに確定していないため、確定申告時において受給見積額により申告がなされ、その後における確定受給額との差額が<u>生じた場合において、その差額が少額であると認められるときは</u>、その年分につき修正申告等を行わず、翌年分の事業（農業）所得または雑所得の<u>金額の計算上、当該差額を加算又は減算して調整することが</u>できるものとする。 おって、鉱害賠償金を受け取るため実際に要した<u>費用の額</u>は、所得の<u>金額の計算</u>に当り必要経費に算入する。	直所 4－5（例規） 昭和 34 年 2 月 2 日 国税局長 殿 国税庁長官 鉱業法に<u>基く</u>鉱害賠償金に対する課税について 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百九条《賠償義務》の規定により田畑の耕作者（耕作のできない田畑については、その所有者）に支払われる鉱害賠償金のうち、耕地の復旧等固定資産自体の被害に対する賠償金以外の賠償金、すなわち、年々の収穫物の減収に対する賠償金は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定による農作物共済における共済金と同様に、農作物の収穫期の属する年の事業（農業）所得（田畑の全部が埋没したなどのため、<u>全然農業を営んでいない者については雑所得</u>）の総収入金額に算入する<u>ことに取り扱われたい</u>。 なお、鉱害賠償金が確定申告期限までに各人ごとに確定していないため、確定申告時において受給見積額により申告がなされた<u>場合において</u>、その後における確定受給額との差額が<u>僅少（おおむね 3 万円とする。）なものについては</u>、その年分につき修正申告等を行わず、翌年分の事業（農業）所得または雑所得の計算においてその差額を加算<u>または減算して調整する申告があったときは</u>、これを容認することに取り扱うこととされたい。 おって、鉱害賠償金を受け取るため実際に要した<u>経費</u>は、所得の計算に当り必要経費に算入する<u>こととされたい</u>。